



## 年 頭 の こ と ば

茨城県知事 岩 上 二 郎

県民のみなさん、明けましておめでとうございます。本年もまた、幸多い年でありますよう心からお祈り申し上げます。

さて、私の知事としての任期も、余すところわずかになりました。これまで、みなさんの心からのご協力によつて、大過なく過ごすことができましたことを、厚くお礼申し上げます。

私の就任当時160億円台であつた県の予算も、産業経済の飛躍的な発展に支えられて、現在では310億円をこえるに至りました。まことに県勢の伸びはめざましく、ご同慶の至りであります。

私はこの間、いわゆる後進性の脱却をめざし、一面、産業の振興、他面、民生の福祉増進と、二本の柱をたて、県政を推進してまいりました。

郷土の未利用資源である水と土地を活用して産業構造の近代化を図り、消費と生産のバランスのとれた発展を基調とする農工両全の姿を求めるとともに、民生の安定と郷土愛に燃える創造的な人間像をめざし、教育文化の向上につとめてきたのであります。

また、とくに開発の遅れた鹿行の地帯には鹿島臨海工業地帯造成計画を策定して、これを着々実施に移してまいりました。

これらの事業は、すべて順調に進んでいるとは申せません。

昨今の景気の変動によつていささか停滞の向きもあり、また経営の近代化にもかかわらず、農工間の所得格差は拡大するという憂慮すべき事態もあります。

また、道路の改良も思うにまかせず、はかばかしくはありません。今後の県政に残されている課題は、ゆるがせにならないものが幾多あります。

私は、これからも、茨城の発展を固く信じ、これらの課題の解決に最大限の努力を払うつもりであります。

みなさまにおかれましても、豊かな住みよい郷土をつくりあげるため、今年もまたいつそうのご協力をお願いいたします。

新たな年を迎えるにあたつて、みなさまのご協力を心からお願い申し上げますとともに、重ねてご多幸とご活躍をお祈り申し上げて、年頭のごあいさつといたします。

昭和 38 年 元 旦



## 新年のごあいさつ

茨城県総務部長 秋山喜市  
茨城県統計協会会長

本県統計関係者の皆様、あけましておめでとうございます。

オリンピックを1年後に控えた、1963年の輝かしい希望に満ちた新春を、ご健康でお迎えになられたことと存じ、心からお喜び申し上げます。

戦後、ライス勧告によつて、日本の統計制度が改革されてから、早くも17年を経過いたしました。その間、中央地方の統計機構が整備され、統計調査の種類も指定統計調査のみで102を数え、質量ともに著しく充実してまいり、集計方法も中央におきましては、従来の手集計から、I.B.M電子計算機の導入によつて、調査結果の早期公表を期するなど各分野にわたり目覚ましい発展を遂げてまいりました。

一方、統計の利用面では、国及び地方公共団体における、行政上の基礎資料とされていることは勿論、とくに最近大きくクローズアップされております。地域開発の計画推進にあつては、あらゆる種類の統計資料が縦横に駆使されさらに民間企業におきましても、これまた各種のデータが活用されております。いまや近代行政あるいは近代的な企業経営を行なうにあつて、統計はますます利用範囲を拡大しつつあり、欠くことのできないものとなつてまいりました。

本県におきましても、現在実施しております各種の単県調査について、時代の要請にそくしたものとするため、種々検討を加え利用者各位のご要望に答えるとともに、統計資料の整備と統計思想の普及を図るため、鋭意努力いたしておる次第であります。

統計協会の事業も皆様方のご協力によりまして、年々拡大され、その活動も活発になつておりますが、今年はより一層充実した活動をし、一段と発展させたいと考えております。

どうか、市町村当局はじめ関係皆様方には、昨年にまさるご協力をお寄せさるようお願いいたします。

おわりに、皆様のご健康とご多幸をお祈りいたしまして、新年のごあいさつといたします。

昭和38年元旦

# 年 頭 の 辞

財団法人全国統計協会連合会

会 長 大 内 兵 衛

時のたつのは早い。とくに年寄には傾く日はつるべおとしてである。

昨年は高知の大会に出られないのを残念に思っているうちに早くも年が暮れた。

昨年、1962年は「政治算術」の開祖グランドの「死亡表に関する自然および政治的諸観察」が出てから300年であつた。その同じころドイツの大学でコンリングが「国勢誌」という名前で統計による国家学をはじめていた。また、フランスではあの有名な哲学者パスカルが「確率論」を数学のうちにもちこんだ。

こうして3つの流がイギリス、ドイツ、フランスの山奥から流れ出したのだが、谷は深く源は違かつた。この3つが合流してついに今日の「統計学」となつた。<sup>ステイムテックス</sup>その大河の水が今や社会の全野を灌漑して豊かなみりを人類に与えている。こういうことを記念して日本の統計学も昨年は仙台で開かれた統計学会で「統計学300年」を祝つたのである。わたくしは、その会にも欠席したので、いま、その講演集をよみ、そこにのせられている森田優三博士の「統計学三百年」にはとくべつ感概をもつた。

森田博士は日本の統計学もすでに80年の歴史をもつ、この歴史は「世界の統計学三百年に比べて必ずしも短いとはいえない。そこで、日本の統計学が世界に誇り得る歴史を打ちたてても早過ぎはしない」といつている。まさに同感である。しかし、豈ただに統計学のみならんやである。統計の事業とその成績においても、ことしは、世界をおどろかしてやりたいものである。

わたくしはこれを願つて、日本の統計マン諸君に対する年頭の辞とする。

# ある総合調整機関の運命

臨時行政調査会 奥野定雄

1 このほど「日本統計制度再建史—統計委員会史稿・記述編一」なる印刷物が掛けにされた。これは、行政管理庁統計基準局の委託にもとずいて日本統計研究所がとりまとめた研究報告である。いままで統計委員会の歴史についてまとめた資料は刊行されていなかったから、これはその意味で意義のあるものといつてよい。

しかし、何よりもこの研究報告が価値をもっているのは、その今日的意義においてである。統計委員会は昭和21年12月28日に設置され、27年7月31日に廃止された。その存続期間はわずか5年7カ月にすぎず、しかも廃止されてからすでに10年の年月が流れ去っている。統計委員会とははや一昔前のものとなつてしまつた。しかし今日、国においては臨時行政調査会が設けられ、行政改革のための調査が始められた。その一の焦点に、行政の総合調整についての検討があげられている。統計行政の分野においても当然なんらかの改革案が出されるであろう。このときにあたつて、統計委員会の歩んだ道をふりかえつてみることは、多くの示唆を得るよすがとなるであろう。

2 統計委員会は、統計に関する総合調整機関であつた。しかもそれは合議制の官庁であつたなぜこのような総合調整機能をもつ官庁が必要とされ、またなぜ複数の委員による合議制をとつたかについては、それは全く歴史的な必然であつたといふことができる。

統計委員会は突然生れたものではなかつた、その胎動とでもいうべきものは21年の初めごろから既にはじまつていた。その直接の動機はいうまでもなく敗戦という現実であり、また占領軍からの統計資料の要求であつた。日本経済の再建という課題を解決するために

統計の必要性を痛感した経済学者と、さらにそれに加えて占領軍の要求をみだす緊急性に迫られた政府とがここで合体して統計および統計制度の改善に関する作業を開始することとなつたのである。この作業は、統計懇談会、統計研究会、統計制度改善に関する委員会を経て、統計委員会の設立へと続いた。なおこの間にあつて、「当時の司令部内には日本の統計の不備を激しく非難する声はあつても積極的に日本統計制度を改善することについての具体的な構想も意欲もなかつたようであり、前述の統計改善の諸々の企はすべて日本側の発意に基いていた」（統計委員会史稿・記述編3ページ。以下の引用は同書による。）という事情は見逃がしてはならない点である。

統計制度改善に関する委員会がその答申において述べた「新しい機構」についての構想は、「各庁の対立によつて、統計改善のための力が弱められることを避けること。したがつて現存機構のいずれかに強力な権限をもたせようとする強硬な統一主義をおし通すことによつてかえつて対立を一層激化することを避けるため、各庁の意向の一致する形の新しい機構（統計委員会）を設けること」（3ページ）というものであつた。これは、遠く大正11年において中央統計委員会の答申が一部分しか実行されなかつたことを反省しての結果であつた。けだし、まだ対外国交の回復しない21年当時にあつては、過去の事例を検討して教訓をひきすことがほとんど唯一の方法であつたからであろう。このような「新しい機構」は、当然に各省に分散された統計機構のあることを前提とし、同時にそれは各省の利害を調整するという機能をもつものでなければならなかつた。そしてまたその故にも、さらには設置ま

での経過からしても独任制の機構としてそれが置かれることは、かえって弊害が多いと考えられた。学者および政府の衆知をあげて統計制度の改善を行なおうとするにあたっては、合議制が最良の方法と考えられたのである。かくして統計委員会は、総合調整機能をもつ合議制の行政機関として発足することとなった。しかもそれは、「合議制行政機関すなわち行政委員会のわが国における最初のものであつた。これはその後には設けられたいろいろの行政委員会と異り、アメリカの行政機構の輸入ではなかつた。日本の統計制度の必要が生んだ日本の発明であつた」(5ページ)のである。

3 さてこのようにして総合調整機関として発足した統計委員会には、内部的な構成における問題と外部に対する調整機能に関する問題とがいつもついて廻つた。

統計委員会はその当初内閣総理大臣を会長、経済安定本部長官を副会長として、他に委員十名をもつて構成されており、会議の議長および事務局長はこの委員の中から選任されていた。このような構成は、総理大臣に密着し経済再建の主管官庁である経済安定本部に密接なつながりをもつという点で、総合調整機関としては形式的にはむしろ望ましい形をとつていたといえる。しかし反面、「委員が非常勤であるために議題についての研究が不足し、事務局の見解に影響される度合が強すぎることを、したがって委員会が浮き上がり勝ちであること、委員会としての責任の中核がなく不明朗になり易いなどの欠陥が増大」(14ページ)するという弊害も生じてきた。

このような反省にもとづいて、昭和24年6月の国家行政組織法の施行に伴い、会長制を廃止して委員長制をとることとなり、同時に常任委員3名以内をも設けることとなった。常勤の委員をして執行委員的なものを構成せしめ、独任制の方向へ近づいたのである。これは行政委員会一般がたどる共通の道あるということができる。しかしこの常任委員制度も、「常任委員の法上の規定が簡に過ぎ、委員長の事故ある場合の代

理機関に過ぎないものとなつたために、その身分的地位も不明確となり、その組織上の地位も不確定で、常任制度の妙味を発揮するのに大きな支障となつた」(14ページ)のであつた。

会長制から委員長制へ、さらに常任委員の新説へとその内部構成は変容していつた。なおまだ委員の中に各省統計部局長を含んでいたために、その運営は中立的な総合調査機能を果すのに決して十分とはいへなかつた。たとえば第2次ライズ報告書では、「統計の一元統制を行う官庁として統計委員会は、十分その効果を発揮していないが、その原因は主としてその機構にある。……決定的な行政行為は、それによつて影響を受ける機関に主要な利害関係をもつている人々を含む代議制の団体によつては行われ得るものではない。故にわれわれは、現在の統計委員会を改組し、行政機能と諮問出機能とを分離させることを提案する」(82ページ)と指摘している。

かくて昭和27年になつて、他の行政委員会の大巾な廃止と共に、統計委員会は合議制の総合調整機関たることを止め、新しく独任制機関たる統計基準部として生れ変わる事となつたのである。

4 総合調整という機能は、その目的とするところが明らかでなければ存在しえない。何のために、または何を目ざして総合調整をするかという目的意識が、そこになければならないのである。

統計委員会の設立当時においては、すべての行動が日本の統計および統計制度の再建整備という大目的のためにむけられていた。総合調整もまたこの大目的のために行なわれたということができる。

しかし統計を整備し改善するということのためにことを行なえば、それは統計機構の問題に直面することが極めて多かつた。そこに統計委員会の苦悩があつたといえる。加えて22年から23年にかけて各省の統計部局長はいずれも拡充され、その長に統計専門家が就任した。そして「今や委員の半数近くは各省統計部局長を代

70  
表することになった。このことは一面統計委員会をして各実共に日本の統計界を代表するものたらしめたが他方統計委員会の運営上には幾多微妙な影響を生ぜずにはおかなかつた」(19ページ)のである。しかもかかる拡充は、「やや無計画にそれが行われたことを認めざるを得ない。正確に表現すれば統計委員会が戦後のあるべき統計機構の青写真を取り上げる以前に、総司令部の指令または示唆に基き個々に統計部局とその下部機構が作られていつたのである。……統計委員会はその間をできる限り調整しようと試みたが、各省のセクシヨナリズムと総司令部内の行政系統の分立との間に立つて委員会のこの努力は必ずしも成功しなかつた(21ページ)のであつた。

本書の第7章「統計機構をめぐる統計委員会と各省との関係」は、このような構成をもつた統計委員会が総合調整機関としてどんな困難に遭遇したかを克明に描いており、本書中の白眉ともいうべきである。この章の結論として次のように述べられている。統計委員会の発足以来各省との間に幾たびかの紛争をひきおこした。……このことは多元的統計機構を認めそれらの運営を調整することをもつて使命とする統計委員会としてはむしろ当然の運命であつた。ただ問題は各省との利害対立がいかなる方向に調整され、いかなる手続によつて処理されたかにある」(52ページ)そして統計委員会の限界の一として「委員会はかかる各省側の意向を調整しようとしても、各省を従わしめる決定的行政権限を持つていなかつたこと。委員会の権限と責任を明確かつ強化しようとする試みは各省事務当局の反対によつて常につぶされること」(52ページ)と指摘している総合調整を行なうにはまことに権力が必要である。それが直接に法的に認められるものであれ、また間接に予算面を通じてあれ、実質的な権限がそこになければならない。もしそうでなければ単なる連絡調整に終つてしまう。統計委員会にはその決定的な権限が欠けていたのである。

しかし各省との間の烈しい対立も、24年の統計委員

会の改組以後には、あまり見られなくなつた。これは「委員会側において若干方向変換を行ない、技術部面の協力関係に重点を移した」(77ページ)からであつた。この表現は控え目であるが、実は統計委員会の後退をいつているのであり、これ以後総合調整の目的が変質したといつていいのである。それは統計調査の体系を整備すること、換言すれば統計体系の欠けているところを補うことであり、統計の穴を埋めるということであつた。各省との関係において依然として極め手のないことを自覚しつつ、統計体系の穴を埋めるための調整をわざに行なうという道を歩むことになつたのである。こうしてほぼ統計体系が整備されたころ、新しい分野としてリポート・コントロールの問題が生じた。統計報告調整法は統計委員会に新しい調整機能をつけ加えるものであつた。しかしこの法律の施行を待たずして統計委員会は廃止されたのである。

5 さてここでわれわれは、現在の統計の総合調整機関すなわち統計基準局に眼を向けなければならない。統計基準局は独任制の官庁である。したがつて統計委員会のように内部の構成から生ずる支障はありえない。しかしやはり同様に総、合調整機能を果す上の困難はつきまとつている。特に統計委員会と比べて困難が多い点は、総合調整の目的についてである。統計体系の整備も終り、リポート・コントロールも一応軌道に乗つたいま、何を目的としてその調整機能を果すかが、大きな問題である。もしその目的が確立していないとすれば、統計基準局はその存在意義を大きく失うであろう。新しい時代の要請にこたえた統計委員会すら次の道を歩いたのである。その歴史から読みとれる教訓は決してよい問題ばかりではない。それは古くてもしかもなお新しい問題というべきである。(完)

なお、「統計委員会史稿」は、記述篇「タイプ印刷83ページ」の他に資料篇(3分冊の予定)が刊行されることになつている。都道府県統計主管課には一揃が送付される予定である。